

熊本県困難な問題を抱える若年女性等早期発見・相談支援モデル事業補助金 交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、熊本県における困難な問題を抱える若年女性等を支援する民間団体の強みを生かした取組を促進し、地域における官民が連携した困難な問題を抱える若年女性等の早期発見及び多様なニーズに応じた相談支援体制の在り方の検討を図るため、予算の範囲内において熊本県困難な問題を抱える若年女性等早期発見・相談支援モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における「困難な問題を抱える若年女性等」とは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第2条第1項に定める困難な問題を抱える女性であつて、10代から20代の女性を中心に知事が本事業の対象とすることを適当と認めた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 年間を通じて困難な問題を抱える女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体（任意団体を含む。）であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等ではないこと。

(補助事業及び事業実施基準)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び事業実施基準は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費等及び交付額の算定方法)

第5条 補助事業の基準額、対象経費及び補助率は別表2のとおりとする。

2 補助金の交付額は、次により算出するものとする。

別表2の基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条及び要項第3条の規定による交付申請書（別記第1号様式）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第6条及び要項第4条の規定による交付決定通知書（別記第3号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 知事は、前条の規定による交付の決定をする場合は、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月2日のいずれか早い日までに、知事に対し所定の実績報告書を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、県の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理すること。
また、効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第2項の規定により定められた期間を経過するまで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。なお、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により定められた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (9) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他知事が必要があると認める事項を遵守すること。

(交付申請の取下げ)

第9条 第7条の規定による交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)が、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者が、次の各号に該当するときは、あらかじめ規則第7条及び要項第5条の規定による変更申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助金額の20%を超える増減

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

（ア）交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。

（イ）目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の規定による変更又は中止の承認の申入れがあった場合は、その内容を審査し、これを承認することとしたときは、規則第7条及び要項第5条の規定による変更交付決定通知書（別記第5号様式）又は変更承認通知書（別記第6号様式）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは当該通知に際し、条件を付すものとする。

（事業に関する事故等の届出）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る補助事業者の活動状況を把握し、補助金の適切な運用を図るとともに、補助事業者における不適切な事業実施があった場合、補助事業の遂行が困難となった場合又は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合においては、速やかに知事へ連絡し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の求めがあったときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第10条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過する日又は翌年度の4月2日のいずれか早い日までに、規則第13条及び要項第9条の規定による実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めたときは、規則第14条及び要項第10条の規定による交付確定通知書（別記第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金について、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするとき（概算払等を受けようとするときを含む。）は、規則第16条及び要項第11条の規定による交付申請書（別記第9号様式）（概算払等を請求するときは、別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定額の範囲内において補助金を交付することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 第8条に規定する交付の条件に違反した場合

(2) 第10条第2項に規定する承認の条件に違反した場合

(3) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合

(4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

2 知事は、前項の規定による交付の取消しがあった場合において、補助事業者が既に補助金の交付(概算交付を含む。)を受けている場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第19条 補助事業者は、第17条の規定による交付決定の取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第20条 知事は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全

部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(雑則)

第21条 この事業は、厚生労働省社会・援護局が実施する、困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金（以下「国事業」という。）の交付を受けて行うものであり、国事業の交付額を上限とし、県の予算の範囲内で行うこととする。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月5日から施行し、令和8年10月1日から適用する。

(別表1)

補助事業	事業実施基準
(1) ①又は②、(2)、及び(4)の事業を行うことを必須とし、(3)の事業については困難な問題を抱える若年女性等のニーズ等に応じて実施することができる。 (1) アウトリーチ支援・SNS等相談支援 ①アウトリーチ支援 困難な問題を抱える若年女性等の被害の未然防止を図る観点から、街頭などを巡回し、家に帰れずにいる困難な問題を抱える若年女性等に対する声掛けや相談支援を実施する。 ②SNS等相談支援 困難な問題を抱える若年女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。 また、(1) ①や(2)において支援を実施した困難な問題を抱える若年女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。 (2) 居場所の提供に関する支援 一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した者に対して、相談対応や談話ができる居場所の提供を実施する。 (3) 自立支援 累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者については、自立支援計画等に基づき、支援を実施する。	・毎月1回2時間以上の実施を基本とし、3か月に1回は、夕方から夜間にかけて実施する。 ・実施場所、実施時間は県と事前に協議する。 ・声掛け等を行った困難な問題を抱える若年女性等の置かれている状況に応じて、プライバシーに配慮して談話ができる場所を確保する。 ・週3日以上、1日4時間以上、電話やメール、SNS等の相談窓口を設置し、速やかに相談に応じる。 ・必要に応じてリモートによる面談を実施する。 ・月1回以上、4時間程度の開設を基本とする。 ・利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(4) 関係機関連携会議への参加 行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議に出席し、困難な問題を抱える若年女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と密接に連携し相互に情報共有を図る。	・利用者が自立して生活するために、就業や就学についての状況提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。 ・生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。 ・性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援する。 ・その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。 ・県が月1回程度開催する関係機関連携会議に出席（リモート可）し、協議や事例検証を行う。
--	---

(別表2)

基準額	対象経費	補助率
次の事業を行う場合 (1) アウトリーチ支援・SNS等相談支援 ①アウトリーチ支援 ②SNS等相談支援 (2) 居場所の提供に関する支援 (3) 自立支援 (4) 関係機関連携会議への参加 民間団体1か所当たり、年額3,556千円	事業実施に必要な報酬、給料、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費	3／4